英国、提案中の英EU衛生植物検疫協定の対象にワインは含まれないと表明

英EU協議ではワイン規制の既存の相違は解消されない見通しで、英仏海峡をまたいで取引する事業者にその点が示された

2026年11月18日（水）



英国政府は11月17日火曜日、提案中の英EU衛生植物検疫協定の対象にワインは含まれないと議会に伝えた。つまり、この協定によって英国または欧州連合が、ワイン規制に関する既存の相違を撤回または修正することは求められない。

この説明は、環境・食料・農村地域省を代表してStephen Morganが回答した議会への書面回答で示された。同氏は、英EU間で将来締結される衛生植物検疫協定により、ワインに関する現在の規制の相違を撤回または変更する必要が生じるのかという、保守党議員Mike Woodの質問に答えた。

Morganの回答は明快だった。「ワインは、提案中の英EU衛生植物検疫協定の対象外です」と同氏は

述べた。「したがって、同協定によってワイン規制に関する既存の相違を撤回または修正する必要はありません」

今回のやり取りにより、国境を越えた貿易に関わる企業の注目を集めてきた問題について、政府の立場がより具体的に示された。Woodの質問は、ワイン規制に関する別の議会質問への回答として10月28日に出された政府の従来の見解を踏まえたものだった。追加質問では、英国がEUの枠組みを離脱して以降に生じたワイン規則の相違に、予定されている協定が影響するのかを具体的に尋ねた。

今回の回答は、少なくとも現在提案されている協定の下では、ワインが、より広義の衛生植物検疫規則の対象となる製品とは異なる扱いを受けていることを示している。衛生植物検疫の取り決めは一般に、食品の安全と動植物の健康保護を扱う。政府はワインを協定の対象外と明言することで、この分野の交渉がワイン規則を再び一致させるための手段となることは意図されていないと示した。

この点は飲料業界にとって重要だ。衛生植物検疫協議だけでは、英国とEUのワイン規制の個別の相違が解消されないと、生産者、輸入業者、輸出業者が見込むべきことを示唆しているためだ。英仏海峡をまたいでワインを販売する企業にとって、この回答は、別の政策協議や交渉の枠組みで対処されない限り、現行の規制の相違に伴うコンプライアンス上の課題が残る可能性が高いことを、より明確に示している。

政府の回答は、言及しなかった点も注目に値する。Morganはワイン規制に関する新たな政策を発表せず、英国が国内法によって現在の相違を見直す予定があるとも示唆しなかった。また、ワイン固有の規則についてEUと別途協議しているかどうかにも触れなかった。回答は、提案中の衛生植物検疫協定そのものがもたらす影響に限られていた。

規制の相違は、企業が貿易、認証、製品承認、市場アクセスを計画する際に影響するため、この問題は重要だ。短い議会答弁であっても、英EU間の包括的な合意で実現する可能性があること、ないことへの期待を絞り込めば、大きな意味を持ち得る。今回、政府は明確な言葉で、衛生植物検疫協定はワインをめぐる現状を変える手段にはならないと述べた。

この議会答弁は、議員が特定の政策について大臣に記録に残る形で説明を求められる、下院の書面質問制度を通じて示された。Woodの質問は、ワインをめぐる規制の相違を「撤回」または「修正」する必要があるのかを尋ねた。Morganは、ワインが提案中の協定の対象ではないため、どちらも必要ないと回答し、両方の可能性に答えた。

政府は今回のやり取りで、対象外とする範囲の実務上の境界や、ワイン関連の特定の規制事項が別の場で検討される可能性について、さらなる詳細を示していない。また、この除外をどちらか一方が求めたのか、交渉で双方が合意したのかも明らかにしていない。書面回答は、提案中の衛生植物検疫協定はワインに適用されず、既存の規制の相違はそのまま残るという基本点に限られていた。